## 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年8月4日条例第29号)の一部改正

第1条に係る部分

1432 1 1 371 23 33 3 1 1 1 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1	or Higher Strengton High
新	旧
(と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当)	(と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当) 第33条 と畜検査業務従事職員の特殊勤務手当は、食肉衛生検査センターに勤務する職員が、 <u>と畜場法</u> (昭和28年法律第114号) <u>第10条</u> の規定による獣畜の <u>と殺</u> 又は解体の検査に従事したときに支給する。

愛媛県手数料条例(平成 12年3月24日条例第3号)の一部改正

第2条に係る部分

別表(第2条、第3条、第7条関係)

2 保健福祉関係事務手数料

事務	名称	金額
1~60 省略		
61 <u>と畜場法</u> ( 昭和28年法律 第114号) <u>第</u> 4条第1項の 規定に基づの 規定に畜場の 設置の許可の 申請に対する 審査	場設置許 可申請手	
62 <u>と畜場法第</u> <u>4条第1項</u> の 規定に基づく	場設置許	10,000円

旧 別表(第2条、第3条、第7条関係)

2 保健福祉関係事務手数料

	<del></del>	<u>'1                                    </u>
事務	名称	金額
1~60 省略		
第114号)第	一般と畜 場設置許 可申請手 数料	22,000円
<u>2 と田塚仏弟</u> 3条第1項の	簡易と畜 場設置許 可	10,000円

		新
簡易と畜場の	申請手数	
設置の許可の	料	
申請に対する		
審査		
63 <u>と畜場法第</u>	と畜検査	1頭につき1,300円を超えない範囲内
<u>14条第1項</u> か	手数料	において規則で定める金額
ら第4項まで		
の規定に基づ		
く獣畜の <u>とさ</u>		
<u>つ</u> 又は解体の		
検査		
64~113 省略		
備考 省略		
4 農林水産関係	事務手数	** <del>**********************************</del>

事務	名称	金額
1~12 省略		
13 肥料取締法		(1) 肥料取締法 <u>第4条第1項第6</u>
(昭和25年法	手数料	<u>号</u> の肥料の登録 18,000円
律第127号 )第		(2) <u>同項第7号</u> の肥料の登録
4 条第 1 項又		35,000円
は第2項の規		
定に基づく肥		
料の登録		
14 肥料取締法	肥料登録	(1) 肥料取締法 <u>第4条第1項第6</u>
第12条第2項	更新手数	<u>号</u> の肥料の登録の更新 3,600円
の規定に基づ	料	(2) <u>同項第7号</u> の肥料の登録の更
く肥料の登録		新 7,100円
の更新		
15~61 省略		

簡易と畜場の	申請手数	
設置の許可の	料	
申請に対する		
審査		
<u>と畜場法第</u> 10条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のと殺 又は解体の検査		1頭につき1,300円を超えない範囲内 において規則で定める金額
64~113 省略		
備考省略	= 25 ~ ¥L	

旧

## 4 農林水産関係事務手数料

事務	名称	金額
1~12 省略		
13 肥料取締法	肥料登録	(1) 肥料取締法 <u>第4条第1項第4</u>
(昭和25年法	手数料	<u>号</u> の肥料の登録 18,000円
律第127号)第		(2) <u>同項第5号</u> の肥料の登録
4条第1項又		35,000円
は第2項の規		
定に基づく肥		
料の登録		
14 肥料取締法	肥料登録	(1) 肥料取締法 <u>第4条第1項第4</u>
第12条第 2 項	更新手数	号の肥料の登録の更新 3,600円
の規定に基づ	料	(2) <u>同項第5号</u> の肥料の登録の更
く肥料の登録		新 7,100円
の更新		
15~61 省略		

新	旧	
備考省略	備考省略	

愛媛県食肉衛生検査センター設置条例(平成14年3月26日条例第14号)の一部改正

第3条に係る部分 IΗ

(設置)

|第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に|第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第1項の規定に 基づき、と畜場法(昭和28年法律第114号)、食鳥処理の事業の規 制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)及び食品衛生 法(昭和22年法律第233号)に基づく食肉の検査その他の食肉の衛 生に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査センターを設置す る。

(設置)

基づき、と畜場法(昭和28年法律第114号)、食鳥処理の事業の規 制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)及び食品衛生 法(昭和22年法律第233号)に基づく食肉の検査その他の食肉の衛 生に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査センターを設置す る。

と畜場法施行条例(平成 15年3月18日条例第20号)の一部改正

第4条に係る部分

と畜場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下 「政令」という。)第1条第11号の規定による一般と畜場の有すべ き構造設備その他と畜場法(昭和28年法律第114号)の施行に関し 必要な事項を定めるものとする。

と畜場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下 「政令」という。)第1条第11号の規定による一般と畜場の有すべ き構造設備その他と畜場法(昭和28年法律第114号)の施行に関し 必要な事項を定めるものとする。

IΗ